

3 西審国第 13 号
令和 4 年 2 月 3 日

西東京市長 池澤 隆史 様

西東京市国民健康保険運営協議会
会長 清水 文子

令和 4 年度の国民健康保険料のあり方について（答申）

令和 3 年 7 月 27 日付 3 西市保第 933 号で諮問のありましたこのことについて、本協議会で審議し、その結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

令和 4 年度の国民健康保険料のあり方について

2 答申事項

- 令和 4 年度の保険料率については、西東京市国民健康保険財政健全化計画を踏まえ、据え置くことが妥当である。
- 令和 4 年度の保険料の賦課限度額については、政令改正を踏まえ、次のとおり見直すことが妥当である。

	現行	見直し後
基礎賦課額（医療給付費分）	63 万円	<u>65 万円</u>
後期高齢者支援金等賦課額	19 万円	<u>20 万円</u>

3 答申理由

- 令和 4 年度は、オミクロン株を含めた新型コロナウイルス感染症による影響を注視するとともに、令和 5 年度の改定に向けた検討を進めるため、保険料率を据え置くべきであると考えます。
- 保険料負担の公平を図る観点から、令和 4 年度の保険料負担の上限を引き上げるべきであると考えます。